

中央大学における法学教育の 現状と展望

出席者（敬称略・順不同）

中央大学 学 長	戸 田 修 三
同 常任理事	崎 田 直 次
同 法学部長	田 村 五 郎
中央大学法曹会幹事長	木 戸 口 久 治
同会 副幹事長	縄 雅 登
同会法職コース協力委員会委員長	安 藤 章
弁 護 士	浜 秀 和
裁判官（司法研習所教官）	山 本 和 敏
検察官（司法研習所教官）	原 武 志
弁 護 士	小 海 正 勝
中央大学法曹会事務局長	高 橋 梅 夫
同 次長	中 津 靖 夫
同	渡 辺 洋 一 郎
同	須 藤 正 彦



高橋 本日の座談会の司会をつとめさせていただきます。高橋でございます。

先づはじめに、木戸口幹事長より、ご挨拶をお願いいたします。



木戸口 中央大学法曹会におきましては本年度会報第六集を発行することを予定しております。

ます。そこで原秀男編集委員長の発案で、母校中央大学の多摩校舎移転後の最近の法学教育の実情と、特に法曹会からゼミ講師を派遣しております法職特別コースについて大学当局から当面の責任者或は担当者の先生をお招きして忌憚のないご意見を承り、また法曹会の方からもこれらの問題についての希望なり意見なりを申し上げるための座談会を開催し、これを会報に掲載しようということになり、戸田学長先生、崎田常任理事先生、田村法学部長先生のご出席をお願い致しましたところ、先生方には公私

とも、ご多忙の折にもかかわりませず快くご承諾下され本日の座談会の運びとなった次第でありまして、三先生には深甚なる感謝の意を表する次第であります。実はこの座談会は編集委員会が主催し、委員長の原先生からご挨拶申し上げる手筈でありましたが、先生には他の会合の責任役員として、どうしても手を離せない事情が生じましたので、幹事長であります私が代ってご挨拶申し上げましたのでこの点あしからずご諒承の程お願い申し上げます。

高橋 どうもありがとうございます。本日は、中央大学から戸田学長、崎田常任理事、田村法学部長の三先生にご出席いただきましたので、先生方からご挨拶を頂きたいと存じます。



戸田 戸田でございます。日頃大法曹会の諸先生からは、法職特別コースの講義演習をはじめ、一方ならぬ御指導を賜わっておりまして、常々有難く感謝申し上げますが、就中、法学部における法学教育の在

り方に関しまして、いろいろと深い示唆に富んだ具体的なご提案を頂きまして、感謝にたえないところであります。先般頂戴しましたご提案を参考にしながら、現在法学部では新カリキュラムの最終案が出来上がったところですが、本日は、「中央大学における法学教育について」という座談会における招きをいただき、直接ご教示を賜われる機会が与えられましたことを大変嬉しく存じます。私達が大学教育の立場から法学教育問題を真剣に考えていますが、法曹会の諸先生も法曹実務家養成の立場で卓見をおもちのほずでありますので、本日は腹臆なくそれぞれの考え方を披露し、相互批判のなかから正しい方向を発見できれば、本学における法学教育にとって裨益するところが少なくないと思います。この機会に諸先生に対し心からお礼を申し上げますと共に今後ともよろしくご指導の程お願いいたし、はじめにご挨拶とします。



崎田 今日私は法人の立場で、おそらくおよび頂いたのでしょう。
昭和二五年に司

法試験通りまして、もし、修習すれば五期あたりになるらしいです、大学に残りまして、四七年から足掛け八年ぐらいになりますか、今年はもう司法試験シーズン終りまして、来年また新規にどうも委員を仰せつかりそうなんです、今日はそちらの方の話は、まあ、いいとして、よろしく。



田村 田村と申します。昭和二五年に学校を卒業しました。専門は民法の後半、家族法で

す。実は私、司法試験の経験がまったくありません。今日は、その未経験の問題について発言させられそうで、多少困惑を感じているところです。

なおこの機会に、法学部の法職特別コースの運営実施への中大法曹会の絶大なご協力に対しまして、法学部として衷心より感謝の意を表したいと存じます。法職コースについて中大法曹会のご援助を賜わられるようになりましてから相当の年数が経ちますが、中大が多摩に移転して都心から遠くなつてのちも、変わることなく、法曹会の多数の

先生方にゼミを担当していただいております。まことに、ありがとうございます。

高橋 本日の座談会のテーマは「中央大学における法学教育の現状と展望」というテーマでございます。そこで、先ず昭和二十四年に新しい大学が発足いたしましたから、法学教育にもいろいろ新しいものが加わって現在まで内容的に変遷してきている点もあるかと思ひますので、そういった流れについて、振り返ってみましたと思います。田村先生からお話し願えませんでしょうか。

〃 法学教育の変遷

田村 大変大きな問題でして、私に適切な答えができるかどうかわかりませんけれども、司法試験ということに焦点を置いて考えてみますと、戦前と戦後では、法学教育に相違があるように思われます。戦前の法学教育では、教室の講義、イコール司法試験の準備という関係になっていたのではないかという印象ですが、戦後になりますと、ご承知のとおり、日本の法学の傾向が非常に変わってまいりました。終戦直後に法社会学論争、法解釈論争といった著名

な論争が学界に起きまして、それが法律家全般、殊に若い層の法律家たちに非常に大きな影響を与えて、法社会学を論じない法律家は一人前ではないような雰囲気が出てきたわけです。その頃から、個々の教授たちの講義内容や研究内容が、徐々に、従来とはかなり違ったものになってきました。戦後の法律学は、一口で言えば、法律学を戦前型の法律学から、謂わば社会科学的法律学に変えてゆくにはどうしたらよいのかという関心方向で、ずっと進んできたのではなからうかと思ひます。このあたりに戦前戦後の大きな違いがあると感じております。ただ、このように法律学の傾向が変わってまいりますと、司法試験との関連で一つ問題が出てきます。それは、そうした内容の講義を教室でいたしますと、学生側からすれば、教室で聞いたことが司法試験には直接役に立たないという、講義と司法試験の分裂現象が生じてきたということです。法学部の先生方のあいだで、しばしば、司法試験の受験勉強はアカデリズムと相容れないので困るという表現が用いられたのは、この分裂現象があったからなのです。

高橋 戦後ずっと学生数が増えてまいったわけですが、そういう中で、授業の形態・教授内容などはどのように変わってきたのでしょうか。

田村 多人数の学生が大きな教室でマイク授業を聞くという状況は、法学部の場合、中央大学に限らず、今では非常に顕著になっています。どの時点でそうなったのか明確ではありませんが、私どもの学生時代とくらべてみると非常に変わった点だと思います。

〃 中大における法学教育の方向

高橋 お茶の水から今度多摩校舎に移られました。従来と授業の形態が変わったということはございますか。

田村 形態は変わっておりません。

高橋 中身はどうなんでしょうか。

田村 中身についても、変わったとは思ひません。崎田先生いかがですか。ここ二年位のことですから、なかなか掴みにくいでしょうが。

崎田 全学的にみますと、こんどは、学部独立性で教育施設をおいてあるわけです。

そういえば経済学部は、学生の数ではほぼ各学部一緒なんですけど、その中でも小人数教育に重点を置いて、ゼミナールに比重をおいている。しかしゼミは強制までしてゐるか、はっきりしません、小人数の、ゼミ教室を、ある程度、特定して、先生と学生が、その教室を中心に教育をやっている。だから、いわゆる多人数のマスコミ教育的な、大教室主義というものはなるべく控えるというふうな意味では特殊な気がします。

田村 いま崎田先生のおっしゃったゼミ（演習）制度ですが、法学部ではこれを何とか拡大したいと望んでいます。殊に夜間部のゼミが昼間部に比べて不十分なのです。これは学生からも指摘されていることですけれども、全くそのとおりなので、このあたりで夜間部のゼミ、殊に教養ゼミを、重点主義的に充実したいと考えているところ です。

崎田 まあ、一つだけ付け加えますが、あんまり変わりないと言いましたけれども、駿河台から較べれば、教室スペースも多いし、それから特色は大図書館を中心に、中央図

書館、ここにマイクロ設備を含めて一五〇万冊に近い数字の図書を貯蔵出来る以外に、学習参考図書室というように研究部門にかなりの力を入れている。その中でも、法学部の場合には、学生の判例研究室というのを特別に置いてありまして、判例を中心にした資料を充実しようというわけです。今度も、かなりの予算請求を入れてるんです。

〃視聴覚教育

高橋 大学が、八王子に完成し、開校の時に視聴覚教育を取り入れる施設を作られたという説明があったと思いますが、これなんかどういうふうに活用されておられますか。

崎田 それは、教学の方からの要望で、それに従って視聴覚教育の資材は勿論何でもうんですか、あの、教え方についても、最新の機械設備を設けました。希望者は徹底的にそういう器材いろいろ設備を使って充的な教育が出来る。それで、多少高くても、利用者負担で、その代わり徹底したことをやっていくという方向が適当だと思います。なお、法学教育の方法としてフィルムなど

を利用することは効果的で、これらを含めて視聴覚センターの構想が考えられ、教学に要望しております。

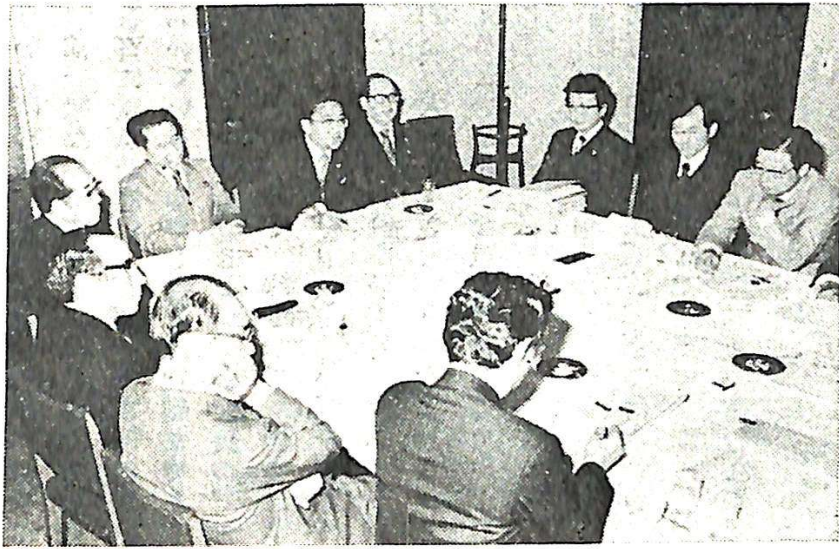
戸田 判然りいって、これだけの立派な視聴覚施設を充分に使いきっていないです。おそらく視聴覚施設としては、他の大学に例をみない位立派なものなんですけれども、これを一〇〇パーセント利用するだけにいたっておりません。その点、今後この施設利用につき、教員にも、研究すべき点が多くあるうかと思えます。現在のところ、ラボは語学教育だけに利用されておりますけれども、ほんとうは法学教育においても大いに利用出来ると思うんです。例えば、スライド等を利用して外国の裁判制度の実態を学生に見せるとか、あるいは、外国へ行かなければ見られないような、法律に関する貴重な資料等を視聴覚を通じて見せるとか、そういうようなことなども取り入れてもいいのではないかと思います。

〃多摩校舎の施設

高橋 今、施設のお話が出ましたので、法曹会の会員の中には、大学をまだ一度も見

に行ったことがない方もいらっしゃるんじゃないかと思いますが、崎田先生から施設について、言葉で表現するのは大変難しいでしょうけれども、ご説明いただければ有難いんですが……。

崎田 何ていいますか、こんどの場合は、多摩の、まあ、非常に長い先を見ての事業



計画ということでしたから、かなり長期的なことを考えて施設をつくっております。

キャンパスの中身からいきますと、非常に象徴的に見える大図書館があります。学生の生活が、囲りは市街化調整区域ですから、まあ、ほとんどの場合図書館で勉強することになるであろうということ……食堂もいろいろ食物を多くし、生協のスペースも広くとっています。

それから、運動場は豊富なスペースがありますから、学園だけで一日を十分過せるように配慮したつもりです。各学部は、四学部棟が建ってるわけですけれども、駿河台の時は、ちょっと学生が使いたいといっても、教室があかないということがありました。今後各学部ともカリキュラムの改善で、おそらく選択課目が非常に多くなって行くと思うんですが、そういうものも自由に取り入れて新しい学部教育運営が出来るキャンパシティは十分あると思うんです。戦後の大学というのは膨脹膨脹で来まして、その膨脹の原因は、急速に増えてきた高等教育の希望者を収容していくという面、まあ、国策に、私学が協力するというよう

な形になってるわけですけども、そのためにキャンパスがあっちこっちこう点在するようなことにどこの大学もそうならないんですが、本学も同様な現象で、これをまとめるということが多摩中大の一つの大きな目標であつたわけです。殊に戦後教育の大きな特色に、正課体育という科目があるんです。これまでの教育面では、その正課体育は非常に重要な面を持ってカリキュラムの編成の中に位置してたわけで、そこで、多摩では正課体育を充分行ない得て、且つ体育部は三〇いくつありますけど、そういう学生スポーツにも充分対応出来る、共用施設を作りました。学員にとっては多少体育偏重じゃないかという印象を持たれる方もあるかと思うんですが、ただ、ご存知のように、大学の施設というのは、作る時にきちっと作っていませんと、例えば体育なんていうのは、木造的なのを作ると、大体五年ぐらいすると補修補修で……。使う者が大事をとって使わないからどうしても傷み方激しいところがあるんですけれど、こんどの施設は鉄筋できちっと作ってありますから、将来的にも補修を要しないで長期の

使用が出来る。しかも、一般学生のちょっとしたキャッチボールをするとかという場所には非常に多いんです。まあ、テニスとかバスケットとか、ああいうまとまったスポーツを要する競技は、あれだけ広くても、なかなか自由に運動できるスペースがありませんね。校舎は大体延五万坪あります。

// 学園生活と環境

高橋 今の、お話では、学生が一日校内で過せるようにお考えいただいておるということですが、あの中に生協ですか、かなり大きいのがございますね。それから食堂もかなり立派で大概のものが食べられるようなんですが、ああいうところは、学生が相当地利用しておるものでしょうか。

崎田 まあ、一ぱいだと思うんです。

戸田 その点、学生の意識からいきますと、いわゆる必要条件を充たしても、これで充ただというような理解を仲々示しませんで、どうしてもプラスアルファを常に求める傾向があります。もっとも、そのことにより大学の発展に結びつくという側面がないわけでありませんけれども……。実際、学生

が、与えられた施設について、一〇〇パーセント仮りに満足していたとしても、やはり、何か欲しいんですね。そこで例えばパチンコ屋がないとか、マージャン屋がないとかいうぜいたくな苦情が出てくるのです。喫茶店は生協食堂の中にありますが、あの喫茶店じゃ、ウェイトレスもないとか、そういうような不満がやはり出てくる。もっとも、これはいわば贅沢なんですけどね。こういった問題は、若い人特有のもつフィーリングの問題でしょうが、そこまで大学が面倒をみなければならぬものか、どうか、問題でありますけれど、今の学生は、一般にそういった点で「甘えの構造」を多くもっているのではないのでしょうか。したがって、理性的には大学の施設について一〇〇パーセント満足していたとしても、常に何か欲求不満的なことを口にするわけですね。

高橋 お茶の水当時ですと、お茶の水駅のあたりとか、神田の街であまった時間を過ごすことが非常に多かったと思うんですけれども、今、あそこから外へ出て行って、又帰ってくるような学生も相当いらっしゃるんですか。

崎田 実は、市街化調整区域のど真中にあるもんですからね。市街化調整区域の見直しという事で、なるべく市街化区域を少しでも多くしたいというようなことですが、これも、多摩の場合は、今度の見直しの中でも、比較的に見直しが行なわれませんね。だから学校の周辺に、変なものが建たないという点では、非常に都合がいいんですけど、半面からいくと、古本屋とか、喫茶店とか、まあ麻雀屋とか、そういうようなものが、出来れば、門前町、大学門前町として計画的にきちっと作ってもらえれば一番いいんですけれどね。

ところが、もし、勝手にバラバラと変なもの建っちゃうと、これは、関西の大学なんかでもそうですが、門前町には、まるっきり、こう、学園の雰囲気と全然、対立的な、変な町作りが行なわれたりするんで、今後は、だから、ちゃんとした計画でやりたいといって、地域自治会とはときどき、そういう町作りの話し合いをしているんです。

木戸口 そういう場合は調整区域を解除してもらえないのでしょうか。

崎田 大々的な解除は出来ない。ただ、調整区域の解除というのは、そこだけ解除ってわけにはいきませんよね。そうするとお百姓さんの中に、割に土地をたくさん持っている人は課税上の、税金の問題でですね。意外と反対する人がいるし、割りと小規模の土地を持っている人は、まあ、売った方がいいということ、意外な対立があるもんですから、かなり長期的に取組まなきゃいけない。

戸田 八王子市においても、線引きの見直しの問題がすでに検討されているという新聞報道がありますね。

高橋 学生の下宿とか間借りの分布状態ですね。大学を中心にして近いところに集まっておりますか。

戸田 大学としては、移転問題に伴う大きな柱として、学生の下宿問題を真剣に考え、いわゆる中央大学協力下宿（アパート）募集委員会を設けました。これは大学、地主、建築業者（京王建設）、金融業者（農協、銀行等）によって構成され、この構想でアパートを大々的に建ててもらいました結果、現在まで、一六〇〇強のアパートが出来ま

した。その他、地元には、私的なアパートが随分建ちました。これらのアパートは、中央大学を中心に散在しておりますので、その点、学生の通学にとっては非常に便利ですけど、上級生になるに従って、順次、新宿の方向に移動する傾向があるようです。例えば、入学した当時は、日野とか八王子とか多摩とか、大学の近辺、特に、大学の正門に比較的近いところに下宿することを希望するのですが、二年、三年となるに従ってだんだん、調布、府中、それから初台というように、新宿の方へ移動していくようです。その原因として、一つにはアルバイトするのに都心に近い方が都合がいいという理由があるのではないかというように実は思ったのですけれども、調査してみた結果では、例えば、聖蹟桜が丘駅の辺りでアルバイトしながら、下宿は新宿に近いところに定めている者が少なからずいるということが判りました。現代の学生は、勉強しながらラジオ音楽を聞くという癖がついてるせいか、静かな環境というものに却って気持の落着きを失うという面があり、そういう生活に何か不満があるのかもしれない。

せんね。

高橋 今、戸田先生のお話の中に、学生の実態調査もされたようなお話がありました。が、学生の経済状態なども調べておられますでしょうか。

戸田 これについては、こんど大学が新しく学生向けに発刊することになりました「ちゅうおう」というパンフレット（これは隔月に出ています）に、アンケート調査の結果を全部まとめたのせております。

田村 そのアンケート調査の結果ですが、屋間部学生の場合、父兄の年間所得は、二〇〇万円から三〇〇万円までが一四・四％、三〇〇万円から四〇〇万円までが一八・九％、四〇〇万円から五〇〇万円までが一七・一％、五〇〇万円から六〇〇万円までが一六・五％。この辺に大体集中しています。ただし、他大学の学生の父兄の所得との比較がまだなされていませんから、この数字だけから、中央大学の父兄の経済状態を正確に位置づけることはできません。

高橋 学生の年間必要経費については……。

戸田 これは、四月一年生に入学したときに、アンケート調査をするために、年間の

必要経費までは……。

履修届けの際にアンケートの回答を提出させているものですから。特に一年生の場合には、どれだけ生活のための必要経費がかかったかということはわからないのです。

卒業生の就職動向

崎田　ちょっと、話題からはずれることを申すかもしれませんが、今日は法曹登竜門の司法試験に関連する話ですけれども、最近大学を巣立っていく卒業生の傾向で、かなり目立つ、これは詳細な調査資料にもとづくものではありませんでいろんな触覚で把握した感じではね、非常に本学の学生は、就職に強くなってきていると思います。

こと法学部の場合は、司法試験、法曹の中央というような名声が、基盤にあるわけで、従ってほとんどの学生が司法試験を狙うかという、最近はどうも「司法試験も就職の一つ」、というふうな意味合いから、実業界の方を選ぶという学生が非常に多くなったと言える。結局、司法試験っていうのは在学生在が合格する率というのは一般的に

低いので、それよりは四年間ちゃんと勉強して、いいところへ、一流の企業へ就職しようという指向が強い。就職率ものすごくいいし、殊に最近のようにただ頭がいいっていうだけじゃなくて、ほんとうにやる気があるかどうかっていうような、やや人間本位に採用が、審査の中心が、移動してきておりますから、中央大学の学生が一番フィットするような形で、求人関係が進んでるから、それが、まあ、現れてきているということも言えると思うんです。だから司法試験、昔は、優秀な学生は、殆んどが司法試験うけるような傾向があった。今は優秀なのが、半分にわかれるとか、かなり就職のほうに重点が移行してきている。だから大学としては、大変いいことにはなっているかもしれませんが、司法試験という角度だけから見た場合には、受験する学生が、片寄ってきたような感じはありますけどね。

戸田　あの本学の場合、今年度は、上場会社についてみますと、昨年に比べて求人数が約四〇〇件増えているんですよ。ということは、やっぱり中央大学の学生は優秀

であり是非採用したいということですね、そうすると、就職部の方でも、「君の場合、司法試験は四、五年やらなければ合格しないから、どうだろう、こういういい会社では是非欲しいって言っているのだから、受けてみないか」と、そういう指導をすることになりますね。そこでそれならばその会社へ行こうかということになります。四、五年たてば司法試験に受かりそうな学生が、結局、今言いましたように、一流企業に行くことによって、それだけ司法試験の合格者数に影響がでくるんですね。特に多摩校舎に移転してからの、中央大学に対する企業の評価は、駿河台当時と違って、非常にあか抜けした学生が多いという理由で評価が高くなりました。駿河台のときは、中大の学生は、何か地味で、真面目だけれども何となくあか抜けしないという評判がありましたね……。

高橋　現実には学生があか抜けしてきましたでしょう。

崎田　来ましたよ。

大体、中央大学の難しい試験に受かる子供の出身家庭がね、かなりいい家庭じゃな



いとね、やはり時間と、いろんな試験勉強の環境とかそういう面からほんとうの意味の中産あたりの家庭ですから、昔と違ってハングリー勉強というような傾向がなくなってきた。だから、青春を楽しみながら勉強もちゃんとやって、よいところへ就職するという、それだけ昔と氣質が大分変っ

てきているってことが言えるんですね。

戸田 ところで、逆に、非常に成績がいい学生が、却って一流企業から敬遠されるという側面も本学的場合がありますね。どういうことかと言いますと、こんなに良い成績だから必ずや、司法試験合格の可能性があり、そうすれば、中央大学の学生の場合は司法試験に対する郷愁を捨て切れず、企業に定着しないだろうから、とてもこわくて採用できないというのです。だから、あまり成績が良すぎても困るわけですね。私のゼミの学生で非常に優秀な男なんですけれども、一流企業で断われたのです。最後の面接で、君は必ず司法試験のために動揺するだろうから駄目だと。そういう面もありましてね、中央大学の場合、二つの側面を持っているということを考える必要があります。

高橋 学生のレベルは上がってきていますか。

田村 レベルにつきましては、各先生方が試験の答案や演習などを通じて個別的に何かを感じ取っているに違いありませんが、感じ方は多分さまざまだと思います。一つ

の客観的な基準となるのは、入学する際の学力でしょうが、手許に、ある雑誌社がとった入試合格者の偏差値の統計があります。もちろん偏差値は真の学力の一側面しか捉えていないわけですが、この表を眺める限り、中大法学部は、早大法学部、上智大法学部よりちよつと低いところに位置していて、慶大法学部と並んでいます。これは大変残念なことでありまして、これからどうすれば、よい学生が中央に憧れてきてくれるか、どうすれば魅力のある法学部になるかということを、じっくり考えないといけないと思っています。

安藤 今学長と常任各先生から、今の学生は、司法試験よりもどうも就職の方に頭がいい学生が移る傾向があるというお話ですね。さきほど学長先生が話された学生の氣質と、相通するものがあるんじゃないかと思えます。私は二八年卒業で、戦後の時代ですからね、まあ勉強というのはやっぱり満たされると出来ませんわね。どうしても満たされないと向上心が湧くわけで、難関を突破しようということに生甲斐を感じて勉強したもんです。あの当時の学生はね。

先程の部長先生のご報告ですと、三〇〇万から六〇〇万あたりのところだとすると、

これは中堅サラリーマンに当る。必ずしも全てが裕福なわけではないでしょうが、家庭的には恵まれていると思うんですよ。そういう環境で、中央大学に入ってくる学生だけじゃなしに、一般的に、今の学生は、あまり苦勞して勉強することはやめよう、それよりもこういう求人があるんだから一流会社に入ればいいだろうということで、そっちへ走る傾向があるんじゃないかと思うんです。一つにはやはり司法試験がご存じのとおり難しいございますね。我々のときは大体私二八年卒で、二八年合格なんです。大体皆さんそうなんです。今はまごまごすると一〇年かかる。年は三〇越えちゃう。これではね、やはり優秀な学生でも司法試験をうけないだろう、就職で一流企業に入った方が楽で、将来も約束されるということですね。やはり田村先生がおっしゃったように中央大学のイメージをアップするためには、法学部の評価を高める、法学部の評価を高めるためには司法試験の合格者を増やす、というようなことになってい

かないといけないんじゃないかと思うんですけどね。

戸田 在学生の中から合格者が出てくれば、俺だってやれるんだという、そういう雰囲気醸成されていくことになり、それが、結局、優秀な学生が就職に逃げることなく司法試験に専心するという気持ちにもなりますね。それが、司法試験を目指す学生を引き立てる一つの引き金になるのではないのでしょうか。

田村 この問題では、私はこう考えております。司法試験の合格者が中大の場合非常に多くて、今日では、中央大学法学部の存在を抜きにして日本の裁判制度は語れないという状態にまできているということは、長年の伝統の中で漸くにして培われた価値高い実績でありますから、この実績を伸ばすよう大学側が努力するのは当然です。ただ半面、司法試験の合格だけを望んでいる学生よりも、一般企業、その他例えば国家公務員、地方公務員、あるいはジャーリズム、そういった方面に進みたいと思っている学生の方が数から言つてはるかに多いわけですから、大学としては、司法試験のこ

とばかりを念頭に置くのではなく、多面的に配慮する必要があると思います。



安藤 ただ、どの大学を受験するかと受験生が考えるときに、いろいろな出版社が出して

いる、受験案内がありますね。それを読んで法律を勉強するなら中央大学に行こうというふうに狙いをつけるわけです。ところが、先程田村先生がおっしゃったように、早稲田、上智の方が偏差値が高い、それから慶応と大体同じだということになりますと、こちらの法学部がいいんじゃないかというところで上智や早稲田へ行ってしまうんじゃないかと思うんです。ですから中央大学の評価を高めるためには、やはり就職も大事ですけども、司法試験の合格数を増やさなきゃいかんというようなことにならざるを得ないだろうと思うんです。

// 司法研習所から見た中大生

高橋 そこで、今、学生のレベルとか社会へ出て行く方向の話題が出ましたが、あの

原先生、司法研修所で検察教官をしておられるわけですが、他の大学から来た修習生も見ておられるので、中大出身の司法修習生を、他の、例えば早稲田、東大とか京大とか、大勢入ってくるのと比較して、どういふ点に特徴があるのか、お話し願えませんでしょうか……。



原 中大出身の修

習生は、クラスに

大体八名前後、い

るわけです。東大

も八名前後、それ

から早稲田が六名ぐらいですから、クラスの中でもこの中央グループ、東大グループ、早稲田グループというところはかなり目立つんですよ。そういう、まあ、その範囲で眺めまして、中大出身の中には稍々たびれてるって感じのする修習生がいるんですね。時々尻叩きたくなるようなのがいるんですね。ですから苦勞し尽して、合格したというのかもしれないね。ただ、中に若いピチピチしたのが、若干交じって受かってきてますわね。そういう者は、クラスの中でも、東大、早稲田の連中よりぴちぴ

ちした面もありますわね。全体的にムードとしてみると、やっぱり老衰っていう感じがするんですね。早稲田は最近の新興勢力ですよ。これは校風がそうなのかも知れませんが、すぐメダカの学校みたいに、ワァーと集って、コンパのときなんかでもすぐこう、騒ぐんですね。都の西北、歌ったり何かしてね。

— 笑 —

生きがいい、新興勢力であることは間違いないですよ。勢がいいです。東大あたりは、まあ、何とか小学校、中学、高校、エリートを走ってきたという、ゆとりみたいなものを感じますね。そんなところでしょうかね。

高橋 山本先生は民裁の教官をしておられるわけですが、ほかに何か感じていることはございませんか。



山本 結局、まあ、

自分のクラスを通じて、修習生とい

うものを見ますからね。そうすると

その個人個人の特性のほうが強意識され

るんで、どの大学がどうだということは簡単に言えないんですけれども、うちの中央大学の場合でも出来る人は相当出来ますね。相当どころか、一、二というような出来る方が現在でもあります。しかし、その反面、もうしょうがないなというような人も入ってききましたね。しかしこれは別に、中央大学だけの問題じゃないと思います。ただ強いて先輩の立場から中央大学の後輩に対して、注文的なことを言うとしたら、もう少し私学の特性を發揮した伸び伸びとした活動、あるいは思考方法はとれないんだろうかという気は、たしかにしますね。それは、おそらく司法研修所もしくは、司法試験の問題だけじゃないに、世の中の求めている人間が、ただ成績が良かったということだけでなくどれだけこれからの社会の変化に即応して伸びていけるかという、これからの伸びというものを、人間的な魅力というものを、法曹の場でも、おそらく要求してきているんだろうと思うんですよ。

そういう要求がこちにあるもんだから、余計ほしいほしいとないものねだりというか……、これは、大学、法学部の当局に立

っておられる先生方がどういうふうに学生を教育していくかという問題につながって行くだろうという気がいたします。

戸田 今の山本先生のお話に関連してるんですが、中央大学出身で司法試験に合格した人というのは、一般的にいつて一〇〇パーセント司法試験のための勉強によって合格したという、だから精一杯勉強して合格したというような人たちが割りに多いのではないかと思います。従って、比較적인ゆる余裕が少ない、というところがあるのではないのでしょうか。その点、東大とか京大の人たちは、もっと、広い視野での勉強をしていると思うんです。だから、とにかく、一〇〇パーセント力を出し切って合格したのか、あるいは余力をもって合格したのかによって、研修所へ入ってから差が出てくるのだと思います。そういう意味で、法学教育の在り方と関連しますが、一年生に入学と同時に、一般教育を無視して、法律釈論を勉強するという指導方法に問題があると思います。もっとも、僅か二か年間の法律専門教育だけで司法試験に合格するということには問題がありますけれども、

やはり、長い目で見ますと、将来伸びるためには、まずその基礎がための勉強が必要であることはいうまでもありません。そのために、判断力とか総合的な理解力とかを養う勉強をした人が、司法試験を受ける場合でも、前提になるのではないのでしょうか。この問題は、同時に入学試験にまでつながるわけなんです。すなわち、国立大学のよいうに記述式や論文式の入試方法がとれば、その時点で表現力や判断力や理解力をテストできますから、その力を十分つけたものが大学に入ってくれば、法学教育の基礎がすでにできているのですよ。ところが、私立大学の場合には記号式ないし〇×式で合格者をふるいにかけるのですから、良い学生が入ってきたといっても、それは点数の上で良いだけであって、ほんとうに理解力や総合的な判断力を持っている学生か、その点、現在の私大の入試制度では判断出来ないと思います。そういう問題が司法試験にもつながってくるわけで、やはり、入試制度と司法試験を関連させて真剣に検討しなければならぬと思います。そういう意味で、入試についても、記述式とか論文式

の方法を採用して行くべきであろうと、かねがね、言っているわけです。

// 法職ゼミと学生

高橋 須藤先生とか小海先生は、法職課程の中のゼミで学生と長年接触してきたわけですね。今の学生の能力とか、そういったものについて、いろいろお話がございましたけれど、何か先生方が気がつかったことは……。



小海 五一年からの、五四年まで四年間、ゼミの指導員ということで担当させていた

てきたわけなんです。学生に答案を書いてもらって、それを、ある程度添削して返してあげていたわけなんです。で、その答案の感じですが、なかなか司法試験受からないような感じの答案が多いですね。私は、たまたま、中校会の出身なものですから、入室試験の時の面接のお手伝いを五二年と、五五年の二回担当させていた。まあ、中校会の論文に受かって来た学生達は非常



にレベルは高いですね。もう少しやれば受かるんじゃないかという実感がしました。で、法職のほうの学生たちの答案は、一年にクラスで一人ぐらいは、非常に伸び伸びとしていて受かるかも知れないという学生もいましたけれども、なかなかいい発言する子が、論文を書かせて見ると非常によくなかったりして、難しい気がしましたね。特に一番最後の去年はCクラスを受持ったわけなんですけど、ABCという能力別の一番下のCクラスの学生の答案は、全然見込みがないような感じでした。まだ、学年が低いということもあるかもしれませんが、Bクラスになると、もっとやっていけば受かる可能性はあるという子も、たしかに交じっていることは交じってる。答案を通じてはそういうことでございました。

高橋 須藤先生、学生について感じたことをお話し下さい。

須藤 私、小海先生と同じように昭和五年から五年度まで、法職を仰せつかりまして、

担当したわけですけども、まあ、最初の二年間は、この成績別のクラス編成ということではなかったわけで、後の二年間の方を一番いいクラスを希望しまして担当いたしました。で、先程山本先生のお話で修習生の中に非常にばらつきがあるというようなことだったんですけれども、受講生の中にもやはり大変ばらつきがあるという気がいたします。それで、私のゼミを受けた中では、現在修習生になってる者が一人おります。それから合格しそうな者がおそらく七、八名というところじゃないかと思えます。何れにしても、非常に力の差があるわけで、まあ、どう考えても能力的にちよつと無理じゃないかと考えられる学生もおりますので、そういう者に対して、どういうアドバイスしたらいいのかということも教育的観点から必要なんじゃないか。昨日読売新聞に、最近では企業でもリガールセクションの学生が非常に引張り風であるというような記事が出てたんですけども、あるいはそういうものにも通用するものを、という観点から教えることも必要なんじゃないかなという気もいたします。それから私は

真法会出身で、真法会の学生指導に関与しておるんですけども、法職で非常に熱心な人と、真法会でやってる者でそんなに差はないんじゃないか。法職で、まあ、ハングリーな形でやってる者の方が、むしろ見込みがあるという感じさえ持った経験があるんです。まあ、そんなところです。

法職課程の位置づけとカリキュラム

高橋 司法試験向きの学生をどうやって吸収していくかという問題ですが、カリキュラムの中で法律専門職の方に行く人には別のカリキュラムを組んで教育していくというなことは可能でしょうか。

戸田 この問題は、実は、昭和四〇年に私が法学部長になった時、そういう、いわゆる法職課程の制度を採用するかどうかを検討したことがあります。しかし、中央大学の場合には、「法職課程」をおきますと、法学部には、法律学科と政治学科とがありますが、法律学科の中でも差別が生まれ、法職課程に入る学生が最も優秀で、それから一般の法律学科の学生、それから政治学科の学生というような、差別を生むことに



なってくる。したがって、本来の法学教育の在り方について、その相当なひずみが出て来るのではないかというような激しい議論が多く出まして、そのために、法職課程の構想をやめたのです。あの当時、明治大学ではやっておりましたけれども、明治大学でもそういう問題が提起されましたし、関西の方の大学でもそのようなデメリットがあるということで、問題になっておりましたから、結局本学では止めにしたのですけれども、これは、ひとつ検討に価するテーマではあると思います。現在の法学教育は、旧制の法学教育とは違い、法律学を通してよき市民を養成するというところにこの目的がおかれているわけでして、法律専門職の養成ということが、現在の法学部における法学教育で果して可能だろうかという反省から出発しませんと、なかなか結論が出てこないと思うのです。

中津 とりわけ中央大学の法学部の理念といえますか、狙いといえますか、それを先生のおつ

しゃったような法学を通してよき市民をつくる、つまりもつとわかり易く言えば教養人をつくるというようなことになると思うんですが、それはそれでわかるような気がするんですが、大学に進学していく者の立場からいえば、抽象的な、その教養のある人間になるということも勿論重要なことでしょうけれども、大学で学ぶということによって自分の一生の職業というか、生き方というか、そういうものを獲得したいという欲望はあると思うんですね。それで中央大学の場合に、よく言われているのは、入学時には八割ぐらいの法学部の学生は司法試験を受けたいということが入ってきておるが、入っているいろいろ見ている中に、司法試験ってのはそんな簡単なものではないと、やるつもりなら非常な努力を要するというようなことがあって方向転換が行われると、そういうことで、法学部としていろんなメニューといえますかね、いろんな学生の将来の生きる道を用意することは重要だと思えますけれども、仮に八割の学生が、司法試験を兎にも角にも目標として中央大学に入って来てるんだということが正しい

とすれば、やはり一番大きな任務として、中央大学法学部においては司法試験コースといえますか、そういうものを用意する必要は、対世間的にもあるのではないかと思います。それが、今、おそらくは中大法曹会の底に流れてる考えだと思えます。上場会社に進むのも、官界に進むのも、あらゆるところへ進むのは結構だけれども、とにかく中央大学で司法試験を忘れてしまったらとんでもないことになるのではないかと云ってるんじゃないかと思えますね。

戸田 この点に関してですが、戦後、学校制度の大改革によって、新制度が発足したときの原点に立ち返って考えてみる必要があります。いわゆる新制大学は、ゼネラルエドゥケーションという観点から設置されたわけでありまして、そういう根底に立って大学設置基準というものが、出来ているのです。したがって、いわゆる前期が教養課程ですね。で、後期は専門課程で、僅か二か年間の専門課程だけで専門家の養成とすることが、果して出来るだろうかという学校制度それ自体に対する反省ないし批判

が現在もずっと出ているのであります。しかし、そういう現行制度の枠の中で考えますと、中央大学の法学部は、アメリカのロウ・スクールのような形ではまいらないのです。というのは、アメリカのロウ・スクールは、アンダーグラジュエイトを終えた者が入るわけですから、まさに、日本流に言えばロウ・スクールは大学院なんですよね。アメリカでは、そういう機関で法律の専門家が養成されているのに、日本では僅か二年間の専門教育で、法律専門家の養成が出来るわけのものではありません。そこで、そういう枠の中で、司法試験志望学生のニーズに合わせてカリキュラムを編成するにはどうしたらよいかということが、常に我々の悩みの種だったわけです。そういう中で、一つは、昭和四八年の大学設置基準の見直しの問題ですね。すなわち、一般教育課目三六単位のうち一二単位は専門科目等に振り替えることができるという弾力的な改正が行なわれて、専門科目を増やすことができるようになりました。そして現行の枠の中で、しかも法律専門家を養成するにはどうしたらよいかという問題を、教

授会でも長い期間をかけて検討した結果、

一定の案が出来ました。このように、最大限、法律専門家を養成しようという学生のニーズに合わせたカリキュラムの検討が進められておりますが、何といってもその根底には大学設置基準というものがありませんので、これを無視することは出来ません。そういう意味で、アメリカのロウ・スクールのような制度を現在の新制大学に期待することは、制度的に無理だろうと思います。そういう悩みが我々にはあるわけですね。

高橋 田村先生、現在カリキュラムの検討が行なわれているということでしたので、そのことについてお話いただきたいのです。

田村 それでは、ご紹介かたがた申し上げます。現在までのカリキュラムは謂わば戦前型に属するものですが、例の学園紛争の頃から、長い時間をかけて、カリキュラムが従来のままでいいのかどうかを検討してきたわけです。そして漸く昨日の授授会で、カリキュラムの全面改正が正式決定されました。それによりますと、まず第一に、憲法と労働法がそれぞれ一部、二部に分かれ



ます。講義内容の充実のためであることは言うまでもありません。第二には、憲法一部と民法一部が一年次の科目になります。前々から新入生の側に、折角大学に入ったのに授業が高校時代の延長みたいな感じでつまらないという声が大分ありました。一年次に専門科目を置くことにしたのは、そ

のような声にこたえようとするものです。第三には、法学という科目が廃止されました。じつは、この漠然とした科目を通じて、学生たちを、法律学というものは面白い学問だという気持ちにまで引張っていくのは至難でありまして、経験の深い年取った先生方にこの科目を担当していただければ別かも知れませんが、それも現実には無理なものですから、いつその科目を廃止して、その代わりに、先程申しました通り二つの専門科目を入学早々の一年次におろし、さらには、演習制度をもっと拡大充実するという構想をとったわけです。第四には、今度から、専門科目を六つの群に分けました。そして、第一群に属する一二科目のうち九科目、第二群の一五科目のうち八科目、第三群の六科目のうち一科目だけを選択必修にしました。どうして、そのようにしたかと申しますと、近年、学生の志望や関心が非常に多様化してまいりまして、従来のようにすべての学生に一律のカリキュラムを強いると、かえって多数の学生の勉強意欲を殺ぐ結果になり兼ねませんので、科目選択の幅をひろげて、例えば司法試験を受け

たかったら第一群、第二群あたりの科目をたくさんとって試験に適した勉強を進めていく、また、別の職業を選びたいとか別のことに興味がある学生はそれなりに別の群に力を入れて単位をとる、ということができるようにしたわけです。もっとも、科目の選び方を学生に一切まかせるというのは、学生も迷うでしょうし、適切でもありませんから、こちらで、種々の職業コースに合わせたメニューのようなものを作って、学生を指導したいと考えています。

以上が新カリキュラムの大まかな紹介ですけれども、先程学長の方から新制大学法学部というものの在り方についてお話がありました。全くそのとおりでして、新制大学はスペシャリストを作ることとを目的としていません。法学部も同じことで、法学部を卒業しても到底スペシャリストではあり得ません。スペシャリストは大学院で、というのが今日の制度です。ところが一方、司法試験にはスペシャリストの能力を要求しているようなところがあり、そこにギャップが見られます。前に、大学の講義と司法試験との分離について、法律学方法論の

変化という観点から一言しましたが、もう一つ、この新制大学の在り方もまた、講義と司法試験の分離現象を促進しているようです。そこで、ギャップを埋めるものとして法職コースといったものがあればよいのではないかという声が当然出てきました。しかし法職コースを安易に設けると、学長が指摘されたような問題も生ずるため、教授会の議論も簡単にはまとまらず、しきりに論争した結果、現在のような形の、つまり法学部内の課外授業という形の法職特別コースが生まれました。ところで、数か年経験を重ねるあいだに、今のようなり方では、実はなかなか司法試験の合格には結びつかないという現実問題に直面することになり、最近法学部には、この経験を踏まえて法職特別コースの在り方を考え直したかどうか、現在の法職コースを質的に、規模的に、あるいは組織的に改めないといけないのではなからうかという雰囲気が出てまいりました。そこで今年に入ってから、法学部の中に法職コース検討委員会というものを新たに設けまして、この委員会が法職コースの在り方について抜本的な検討をつ

づけたわけです。その議論のなかで、一方では法職コースの従来の在り方の欠点が指摘され、他方ではその欠点を克服するための方策が探られました。その欠点と申しますのは、今日の法職コースは、もしこれを司法試験に役立てようとするのであれば、きわめて不徹底だということです。

具体的に言いますと、今までは正規の授業を補充する学部内の課外授業とされているのですから、学部の正規の授業と同じ時間帯に法職コースの授業を置くことはできません。正規の授業を邪魔することになるからです。そのために法職コースは五時限目とか夜の時間帯というふうにせざるを得ませんでした。それから、学部内の課外授業ですと、どうしても先生方は、関心がなくとも法職コースの授業を受け持たざるを得なくなります。しかし、関心を持っている先生が熱心にやるというのが好ましい姿でしょう。さらには、法職コースが学部のなかにすっぽり入っている形になっていまずと、これが隘路になって、外部から適任の講師を呼びにくくなります。

以上がマイナス面ですけれども、それで

は今後どうすればよいのか、が次の問題です。この問題については、二つのことを申しあげたいと思います。第一点は法職コースの目的に関係しますが、検討委員会では、多くの司法試験合格者を出さねばならないということは、中央大学に課された運命のようなものだから、数を伸ばすよう工夫しようではないか、それには法職コースを受験コースとして割り切って考える方がよい、という意見が支配的だということです。

第二点は法職コースの組織に関連します。このことは、実はまだ、学長、常任理事にもお話してありませんので、ここでご相談も兼ねて申し上げるのですけれども、法職コースの今までの隘路をなくするには、学部のなかへすっぽり入っていた形をやめて、学部から切り離す必要がある、という意見が検討委員会で強く出ております。もっとも、法職コースは今後とも法学部の先生方が中心になって運営しないといけないでしょうから、「完全に」引き離すわけにはありませんが、法学部の外局ないし学部付置という形にして、従来の位置を少し横に

ずらそうというわけです。そういう形に変えて、そして、従来のようにこれは課外授業だということを言わずに、受験のためのコースであるというふうに中身をはっきり割り切れば、授業の時間帯の点でも、講師の委嘱の点でも、今までにくらべてやり易くなると思われれます。また、法人側からの財政的援助も受け易くなるのではないでしょう。

ところで、学部から離しますと、誰がこれを運営していくのかという問題が出てきますが、熱意のある法学部の先生方を中心に運営委員会を作り、中大法曹会の先生方にも運営委員に加わっていただいて、そして委員の一人が委員会の長になる、学部長はつねに学部の側に立って物を考えざるを得ない立場にあるから、運営委員会の長にはならない、というのが検討委員会で作された構想です。

〃法学教育と司法試験との関係

高橋 大変結構なお話を伺わせていただきました。法職課程の位置付けとか、組織の問題とかは、又あとでお話いただくことに

しまして、浜先生、正法会で受験生を熱心に長年ご指導しておられるのですが、先生の立場から見て、大学の教養課程の中で、こういうことを、もう少し早い時期に教えていただいたら、もっと早く試験にうかるんじゃないだろうかというようなことがございましたら、どうぞ発言いただきたいのですが。



浜 現実に直接指導しているわけではございませんので、どうしても、

一体早く受かるかという、あまり難問で、お答えが出来ませんが、ただ、どうも今の学校制度は、学長先生のおっしゃるように二年では専門教育が充分できない、それじゃ大学院で専門教育が出来るかというと、大学院は研究者の養成であって、実務家の養成機関ではない、そうすると、やっぱり一番単純なのはいい学生を養成していただきたいということに帰するわけです。長いこと平均して二〇名ぐらいを見てきておりますと、研究室に必ずしも優秀な学生が入ってこなくなりました。

これ大学全体として、どうかということば申されませんけれども、少なくとも、成績から見た場合には、昭和三〇年の初期から三〇年代半ば過ぎまでは、おそらく、法学部の中でもトップクラスが入っていたんじゃないかという感じがします。ところが昭和四〇年から昭和四五年ごろになってきまして、どうも、少くともトップクラスは来ていないんじゃないか。かつて黄金時代には、在学生は正法会で受かるというような時代があったわけですが、最近は非常にみっともない状態になった。そうしますと質のいい学生が受験生になるかどうかという一番単純なところに到達する。私自身はそういうふうに感じているんです。

高橋 司法研修所から見まして、司法修習生でも、基礎学力みたいなものが要だというようなところがあると思いますが、そういう点から見て、大学ではこういう点をもう少し叩き込んでもらいたいというようなことがございませんか。

原 むずかしいんですが、一つ気がついていることは、司法研修所の教育の大きな部分は起案ですが、要するに起案する際の論

文の構成能力、あるいは論旨の展開の仕方そういうことが、一口に言えば下手なんです。そういう能力が落ちてきているということを感じます。大学の試験の在り方を見ますと黒い棒を鉛筆でぬり、カチャッとやればすぐ答が出てくるような試験を通過してきて、最近は漸く小論文とかが、入学試験に出てきていますが、あの影響があるかもしれません、論文構成能力というものを、大学の授業、まあ授業というか、何かの機会に養成するカリキュラムみたいなものはないだろうかという感じを時々持ちます。学研連の答案練習会を受けている人達は、それをやらない人達よりはねれているんでしょうけれども、それにしても組織的にそういう力をつける機会があればいいと思うことがあります。

高橋 山本先生何か。

山本 ちょっと違った面から申し上げますけれども、今までも、現在もそうでしょうけれども、大学の法学教育、日本の場合は、かなり日本的な特殊な事情があって、実務にすぐ結びつく形にはなっていないですね。おそらく辿っていくと、不平等条約の改正

を目的として、とにかく法律制度、各司法制度を確立することが先決であるというところで、外国の法律を研究して、その解釈論を一生懸命、大学の法学教育で取り上げてきたという歴史的背景があったからかと思いますが、法学教育は、法律解釈に重点を置いて、事実とは与えられているんだということが当然の前提になっている。ところが、実際に法律が適用される場というのは、実際はあるんですけども、事実を作り出していくところが非常に重要なんです。我々実務法曹から見るとそこが実は非常に大きな問題なんで、その複雑、混沌とした事実を法律的に整理するという作業が次にあって、それから法律の解釈をして当て嵌めていくことになるが、前の二つの段階というのが、今までの大学の法学教育にはなかった。

中央大学だけでなく、全部そうなんです。その欠けている点を取り上げることで、実務家からは大学の法学教育に対する注文として出てきている。で、我が中央大学においても、こういう実務サイドからの要望にどういう形でお応えいただくか、

これは新制大学の設置理念の問題もありますけれども、現実には、法曹に限らず、経済界でも、市場教育でそこを今補っているわけです。しかし、市場教育で補なうにしても、それにつなげていく教育というものも、要望されてくる。そういう現実の要望については、ケース・メソッドをもっと増やすとか、基本的には教育の方法論にもつながっていくと思うんですけども、そういう点を考えていただきたいと思います。司法試験の出題傾向とにらみ合わせてみても、重要なことだろうという気がいたします。高橋 最近司法試験の問題も具体的な事例について答えるものが多くなっていますので山本先生のお話に賛成ですが、もう一つ抽象的な解釈論から入っていくと、学生の方は、法律というのはあまり面白くないと思って、いい学生は就職の方へ行ってしまうというようなこともあり得るかと思えますが、抽象的な解釈論と、事実を与えて法律を適用していくような形の教育を平行してやられておられるのか、あるいは先にこの抽象的な解釈論から入っていった、後で演習なんかで修得するようになっていくのか。

でしょうか。

戸田 その辺のところは、今おっしゃったように、抽象的に解釈論を終えてから、三、四年次の演習で、その具体的な適用についてトレーニングを行うというのが、わが国におけるオーソドックスな方法ですね。しかし、抽象的な理論を、事実関係とのかかわりの中で、生かしていくのは方法論上問題がないわけではなく、また、一定の制約があるのは事実です。この点、ケース・メソッドなんかは、法学教育の方法として効果的だろうと思いますが、この方法は英米のようなコモン・ローですと、それは判例法ですから、ケースメソッドでなければ生きてこないのですが、大陸法主義をとっているわが国の場合に、このケース・メソッドが、法学教育の方法として効果的であることは勿論けれども、やり方において非常に難しい問題があると思うのですよ、その点はどうですかね。

田村 実状では、教室の講義は従来の方法で行って、その代わり演習はケースメソッド的にやるというのが普通のタイプですが、教室の講義のなかにケースメソッド的な要

素を取り入れている先生もいるようです。私も演習にケースメソッド類似の方法を入れていきます。しかし、そのようにしましても、事実はずでに与えられていますから、混沌とした事実のなかから事実認定をしていく勉強にはなりません。そこで仕方なく判例に出てくる事実関係をどんどん変えていって、それに対応する法律論を学生に考えてもらうようにしていますけれども、やはり限界があると感じております。

山本 その関係についてですが、今までどちらかというとゼミナールなどでは判例を素材にしているのですね。それも一つのいき方ですけども、今司法研修所で、特に民事弁護関係でやっているのは、当事者甲の言い分、乙の言い分、丙の言い分が整理されていないで食い違いがあるのを司法修習生が証拠によって、矛盾している事実の中から何が法律的に必要なかとか、既存の法律では賄えないとすればどういう法を考えるべきか、というような訓練です。そういう実務的な教育も高学年にはある程度は希望したいですね。

崎田 出題そのものが、ある程度問題点の

順位、ポイントの配列を示唆するような形で、問題が出る場合とね、ある大きな問題で自分で問題点を摘出し重要度または論理的に配列するというようなメリハリのしっかりした答案でありたいところを、雑然と問題点を並べるような答案が少なくない。今言ったような論文構成の面と同時に答案というものについて我々はやっぱり解釈論という立場で採点したいわけだね。だから結論はきちっとさしてもらいたいわけです。それが立法論じゃない解釈論の中で妥当でないとか、適当でないとか、じゃ、こっちへ行ったらこの問題どうするんだというような場合にぼやかすような、こういう答案が結構あるんですよ。だから私やっぱり昔の学研連の研究室での指導は、今思うとブラスの面がかなりあったと思いますね。言葉使いにしても、これはちょっと抹消的かも知れませんが実に字がきたないですね。最近の答案の字のきたなさ、ね。昔私が聞いたことですが試験準備のために習字からやり直したなんていう美談がある位で、今は本当に表現も内容も昔からいうとレベルがおちてきたように思います。

今の社会では視聴覚中心のところがあって、学生なんかも昔はメモとかノートなどをわりに丹念にとったりしたのですが、最近は線を引くだけとか、手を動かすことが少ない……そんなことが影響しているんじゃないでしょうか。

浜 これ大学の先生方の分野かも知れませんが、私去年まで大体一〇年位、二部の学生の行政法のゼミをやったんですが、三年次と四年次と一緒にとってしまった。四年次は、就職試験で終りごろになると勉強十分やらないものですから、六年目頃からやってみたんです。全然行政法やってない三年次の学生にはじめからゼミやらしたらどんなもんだろうと思ってやってみた。夏休みまでは若干の差があるんです。ところが夏合宿に日光へ行って出てきますと四年次と全然変りない。却って三年次の方がよく出来るんです。というのはあとに就職試験がないので、実力がはるかにつくんですね。数が少ないから、レポートを三回も四回もさせますから当然だろうと思いますけれども……。本式にもし勉強やるんだったら、ああいうゼミみたいなものを多くして講義

なんかやめちゃっても力がつくんじゃないかという感じがするんですけど。学生の勉強という面からは講義なしでも一年間ゼミ

をやる、相当な力がつくということとはよくわかりました。公務員試験に合格してやるのもかなりいましたね。

戸田 私も今の浜先生と全く同じ意見です。

私も三年、四年持ち上りのゼミを採用しておりますが、夏休みまでは四年生に模範演技の意味でレポートさせ、三年生はそれを聞きながらゼミで勉強する。私のゼミは商法です。三年生では、講義とゼミとが平行して行われているのです。したがって、

三年生にとってゼミの内容は十分にはわからないのではないかと思うのですが、夏休みの合宿の頃になると、三年生にレポートさせても十分能力を発揮します。九月に大学が始まりますと、まだ授業の方ではそのテーマまで行っていないのに、結構立派な報告をするんですよ。だから今おっしゃったように、そういう具体的な設例を素材として、解釈論というか、法律の理論を自分なりに身につけていくのですね。そういった点で、僕はゼミを重視することは絶対に必

要だと思っております。

// 法曹会の要望

高橋 先程田村先生の方から法職課程をどういうふうに変えていくかというお話がございましたが、中大法曹会の方からは、今年の三月六日に「中大法職特別コースについての意見書」というものを大学の方に出しております。この中身につきましては安藤先生が委員長として中心となって検討されてまとめたものなんです。今の田村先生のお話に関連して安藤先生何かございましたら。

安藤 中大法曹会としては、以前から中央大学の法学教育の拡充についてという検討に入っているわけですね。第一次意見書が昭和五年五月二二日、大体まとめるのに二年かかっている。そしてその段階でたまたま大学に法職課程ができて、その第三回から中央大学法曹会が講師を三〇名前後派遣して協力する体制に入ったんです。それでやっていくうちに先程田村先生のご指摘のように、現行の法職コースでは欠陥があるということで、今司会者が言われた



ように第二次意見書を昭和五年三月六日に、表題を「中央大学法職特別コースについての意見書」として出しました。

昭和五年五月に提出した第一次意見書の表題は「中央大学に於ける法学教育、充実の問題について」というもので、この意見書では先程田村先生が言われたカリキュ

ラムの改善、法職特別コースの創設、講義内容、答案練習等々につきまして広範な提言をしてるわけです。そのとき大学側の答えはちやうど多摩へ移るすぐ前ですから、多摩へ移って五年程度実施する為には時間かしてくれというお話でしたが、中大法曹会では、早急に検討に入ってもらいたいという要望をさし上げたんですよ。機会あるごとに私中大法曹会を代表しまして、我々の意見書を早く取り上げてくれということをお願いしておった。たまたま今日非常に歯切れのいい田村先生のお話をうかがって、高く評価出来るんですが、まず第一にカリキュラムの問題について指摘したいと思うんです。

第一次意見書は先程田村先生ご指摘のよう現行カリキュラムは学生が大学に入っても二年間は高校のやり直しの感じをするという批判がございましたので、新制大学の法学教育についてのいろいろ先程お話があったように問題はございますが、中央大学の特別な伝統がございまして、田村先生が宿命的なもんだとおっしゃいましたけれども私もそんな感じをとるんです。矛盾

はありながらやはり中央大学に入ってくる学生のニーズに答えなくちゃならんだろうということ、我々の提言では民法、刑法、憲法、これを一年次、二年次におろす、そして三年では積み残しの講義をもう一度、三年四年次でやる特別講義というようにことを提言しておるんです。もう一つ、東大等では一時限が一二〇分ですね。中央大学では九〇分、これをもう少し伸ばしたらどうだという提言も併せてやっておるんです。田村先生のお話ですと、我々の中央大学の法曹会の第一次意見書が評価され受け入れられたというふうに今聞いて、非常に嬉しく思っているんです。

それからもう一つは法職課程の提言ですが、この段階ではまだ法職課程をようやく創設した頃にあたるわけです。先生が今回は受験コースというふうにわり切るとおっしゃいましたね。これは第一回の当初から議論になっている。第一回の募集要項をみますと、総合大学との関連で受験講座だという割り切り方はしていなかった。回を重ねる毎に、中央大学がそういう割り切り方をしないと勉強が徹底しないという提言を

しておったんです。今、七回でだんだん回を重ねるにつれて、受験色が強くなってきた。で、漸く先程の先生の話ですと完全に割り切ったという感じを受けるのですが、協力する側としても非常にやりやすくなります。

それから三回から七回、都合四年間ゼミの指導に参加しているわけですが、毎年我々の部内では経験を踏まえて反省会、検討会をもっておりまして、どうしても今の法職課程は司法試験を合格させるだけの授業とは言えないということから改善を迫ってきておりまして、それらをまとめたのが先程申し上げた第二次意見書です。ここでは現行の法職課程の内容、方法等についてかなり思い切った改善を提言しておるんですが、現行の法学部内の課外授業では司法試験の受験講座としては適当でないという観点から、先程先生がおっしゃった所謂特別な講座を持たなくてはならない、法職センターという仮称で提唱しようと、現行の法職課程を改善することによって今の司法試験に対応できるだけの講座を持つことは出来ないかという観点から、法学部から切り

離して法人又は学長、総長直属の機関をつくって頂きまして、外部からも先生方を招請して密度の濃い専門教育をしてもらおうというのです。そうすれば、先生がおっしゃったように法人からも財政的な援助もして頂けるだろう、しかも法学部のいろいろな規制からも開放されるだろうということで、是非お願いしたいというようなことでやってきました。たまたま中央大学の百周年記念事業が始まりますから、この機会に中大法曹会としてはそういう機構をつくってもらおうとこういうようなことで、考えておったんです。今先生のお話を承わると、そろそろ割り切ってそういう機関をつくるということですので、私の方としては是非実現して頂きたいと思うわけです。

田村 少しつけ加えたいことがあります。ただ今、一年次、二年次の課目のお話が出ましたが、一年次の専門課目は先程ふれましたように憲法一部と民法一部でして、二年次の方には、従来から二年次科目だった民法二部、刑法一部のほかに、憲法二部、民法四部、商法一部を配当しました。民法四部を四年次から二年次におろしたのは、

親しみ易い科目を早い時期に履習させて、法律学への興味を呼び起そうという狙いです。それから、法思想史、法史学などの基礎法学も二年次科目にしました。

つけ加えたい第二の点は、ただ今法職コースにつきまして、受験コースとして割り切るということを強調されましたけれども、これはまだ教授会の承認を得てはいないということです。私も言いすぎた嫌いがありますので、念の為申し上げておきたいと思っています。

戸田 百周年記念事業企画委員会で、法職と会計士に関する各種学校ないし専修学校設置の案が検討されていますのでこの問題は、そこで調整されるのではないのでしょうか。

木戸口 私共は中大法曹会の要望を大学当局に入れていただきたいということで、前々からお話し、意見書なんかも差し上げておりました。今度百周年、ちようどいい機会だということで学長先生、崎田先生の方にこの機会にどうしても中大法曹会だけでなくに中大出身、法曹全体の要望として、そういう制度を導入し、かつもっと充実し

て頂きたいということを申し上げております。学校当局にも大体受け入れられるということになりまして、百周年記念事業で恐らく実現するであろうと私は期待しております。先程学長さんがおっしゃったように専門課程を二年だけでは、どうしても時間的に不足がある。ところが卒業して学生でなくなると大学の施設の利用も非常に困難になる。受験生は大学卒業して三年、四年と継続をして受験勉強する人もいます。本当は大学院大学というようなものが設置されればいいと思うのですが、そういうことは現状において難しいということであれば、各種学校でも、専修学校でも構わない、学校という名前がつかなくても特別教育機関ということをやっても、十分目的を達成できるんじゃないかと考えております。是非実現して頂きたいと思います。

〃司法試験へのガイダンス

中津 先生方には是非お願いしたいと思って申し上げるわけなのでございますけど、私は中央大学に三二年に入学して三六年に卒業したわけですが、在校中の経験に照らし

て申し上げるので、今当っているか当たっていないか、ちょっとわかりませんが、私共のクラスの友人をみても、決して高校時代に能力が劣ってたわけでもなくて、努力もそれなりにした。ただ勉強の方法がわからないということで暗中模索で試行錯誤を重ねて結局いい方法を見付けることが出来なくて、第二志望である中央に入ってきたというのが非常に多かったわけです。それで、中大に入ってこれは要するにマンモス教育なものですから語学の先生は五〇人のクラスで先生と口きくチャンスはあるわけですけど、それ以外では先生と親しく口をきく機会がなく、従ってどういう具合に勉強していいかということを修得する場所がなかったわけですね。それで、たまたま私は三年のときに玉成会研究室に入れて頂いたものですから、そこで初めて司法試験の勉強は、そういう具合にしたらいんだという見本が回りにごろある。半年位観察しているうちに、その中で、自分に最もいい方法というものを真似させてもらうことによって、司法試験に受かることができたと思っておるわけです。つま

り私の申し上げたいことは、カリキュラムの変更も非常に重要でございますけど、多くの学生はやる気はあるし、努力もしているけれども方法論が間違っている為に無駄なエネルギーを費やしているということが非常に多いんじゃないかという気がするわけです。ですから努力が本当に実を結ぶように、ガイダンスと申しますか、方法論を教えるといいますか、そういうことを学校の企画として迷える学生を軌道にのせるような期間を是非設定して頂いたらと思うのですけど。

戸田 この問題は一般的には、入学式後に行われるガイダンス期間とーそれは一般ガイダンスと個別ガイダンスがありますがーその他に学生相談室がありまして、司法試験を志望する者に対してどういう勉強の仕方をしたらいいか等の相談に応じており、先生方がいまして、時間割が指定されておりますので、そこに行けば聞けるようになっていきます。

それから、一年生に対し、昭和四二年から教養ゼミを設置しておりまして、社会科学のうち、法律学担当の教員も教養ゼミを

担当していますから、そういうゼミに入ることによって学問の方法論とか、司法試験を志望するものは、そこで法律学の基礎的な考え方を身につけるとかいった方法もあります。また法学部では昨年、司法試験のための勉強の仕方を、法曹会のご協力を得てやっているようです。

今、中津先生がおっしゃったようなことは、大いにやり、今後も、学生相談室に、司法試験を志望するもののために、相談にあづかる教員が常時待機し、相談にのるようにしたいと思います。

安藤 我々中大法曹会では仮称「法職センタ―」構想を打ち出してみましたけど、第二意見書でまだ議論が煮つまっていないのは、これをどのように位置づけるかということです。現行の法職過程の反省に立ってこれを充実強化するためには、まず法職関係を法学部から切り離すということが前提になる、法学部の先生方に失礼ですけど、これなしには法職過程の充実はないというふうに考えます。それから先については、学長とか総長とか、あるいは理事長の直属機関とかいろいろ言っておりますけど、そ

これはまだまだ検討を必要とする段階で、私は先程先生の言われた外局ないし学部付置というのも非常に結構な構想だと思いますので検討委員会で十分検討して頂きたいと思っています。我々の意見を聞く機会が与えられますならば、是非アイデアを提供できるようにしたいと考えております。

〃夜間部の現状

高橋 夜間部の方は今どういう形になっておりますか、お伺いいたします。

戸田 夜間部は四学部共通で近況を申し上げますと、六時一〇分から九時二〇分まで、二時制限をとって、カリキュラムが組んであり、四年間でとにかく一四二単位の卒業に必要な単位がとれるような方法がとられています。ただ、そういういわば過密ダイヤでありますために、一コマに収められる科目は先生の希望によって決めるのではなく、あらかじめ固定時間割が出来ております。この方法をとらないと、四年間で卒業に必要な単位が取れないということになりますから。ただ、夜間部教育が本来勤労者

教育という基本的な立場にたっているという観点を見失ってはなりません。しかし、私はむしろこの際思い切って夜間部は実務教育ということに割り切った方がいいのではないかと思っています。昼間と夜間とを、全く同じカリキュラムで実施しようとする、どうしても無理があります。しかも昼間部が五時制限をとり、夜間部が二時制限をとっても、同じ資格が付与されるということとは問題であります。この点、夜間部学生自治会の方から反論が出てくるとは思いますが、この際、夜間部は、実務教育、例えば司法試験を受けるのに必要な学科だけを集中的に講義するとかいうように、ちょっと性格を変えた方がいいのではないかという感じが私にはいたします。この点、法学部長は学部長としての立場からそう放言は言えないかもしれませんね。

田村 今学長からお話があった夜間部の将来像につきましては、今後、本腰をいれて議論しなければいけないと思いますけれども、色々の意見がございまして、まだ集約し切れないでいるわけです。ただ事実としてははっきり言えるのは、現在夜間部の学生

のなかで、定職に就きながら勉強しようという本来の意味での勤労学生の数は非常に少ないということです。そのような学生は数年前までは半分と言われてきたんですけども今年の調査ではもう一二、三パーセントというところ。

戸田 勤労者は一年生のうちは約一〇パーセントですが、九〇パーセントの夜間部学生は多くは転部科要員でありますから三年になって転部科が不可能になるとそれを諦め勤労者になりますから、約四〇パーセントぐらいになるのです。

田村 そういう意味で夜間部の学生の性格がすっかり変わってきています。この現実を見定めた上で考えなければいけないのではないのでしょうか。それではこの現実の上に、今後どういう構想で夜間部を組み立てるかということになりますと、このところ百家争鳴でして、夜間部廃止論であるわけですが。しかし今は廃止論を言える段階ではないと思います。

渡辺 私、夜間部なんです、私共のところは頭はねのされていない学生が昼勤めて夜間部へ行き、昼間部は東大とかそういう所に



頭はねされた学生が入ってくるという傾向がありました。それがかなり前から夜間部は昼

間部の二重化しているんですね。しかし、夜間部には、まだ頭はねにされていない学生がいて、経済的にどうしても昼間部にはない、しかも能力的にも実力があるという学生もいることをある程度頭において考えて頂きたいと思います。

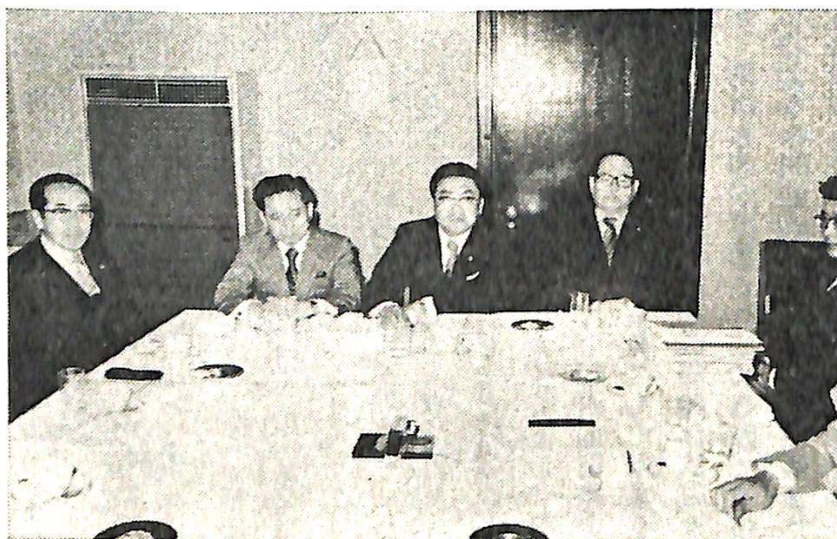
戸田 夜間部の推薦入学制度を経済学部と商学部が採用していますが、勤労者であるということを経験条件にしております。しかし推薦入学制度を採用したことによって、両学部では非常に優秀な学生を入学させることができたという評価をしています。法学部の場合、本学が多摩に移転したことにより、多摩地区における勤労者が結構多く来ております。勤労者の数が一年生で夜間部生の約一〇パーセントといいましたけれども、駿河台の時と違って霞ヶ関とか丸の内、裁判所や官庁等に勤める勤労者が多勢来るということが困難になりましたために、法学部の夜

間部教育は今先生がおっしゃったような、そういう形よりも、むしろ中小企業とか地方自治体の職員が多くなりました。そのため司法試験にむいた学生は、非常に少なくなったということは事実です。

〃学研連について

高橋 それから、学研連の室員を法職過程の方へ参加させるかどうかという問題と、それから現在入っている建物をどうするかということなども少し話題になってるようなのでございますけど……。

崎田 実は学研連の位置づけというのは駿河台当時でも、いろいろありましたね。例えば課外活動的なところに位置づけるのかあるいは学外的なものとして扱うか。だから多摩へ持っていく場合にその辺りの検討は既に行ったわけですけど、ただ何と言っても同一キャンパス内であり特別扱いするわけにはいかないということと、もう一つはああいうスペースの中で校舎の一番機能的な位置づけをやっている中で、サークル棟と建物は一緒なんですけど、中間で仕切ってあまり騒音その他によって影響を受けない



いような形でつくった、こういう経緯があるんです。設備の条件としては決して悪くない。ただ大学のキャンパスの中へとり込んだものですから、大学の年間の教育スケジュールとちよつと性格的になじまないところがあるわけです。大学としても何とかできるだけ面倒を見ようというようなこと

で、どっちかというやや他の一般サークルと較べれば優遇措置をこうじたり、そのかわりいろんなことをちやんと守ってもらおうということをやってきて、ですからこれをキャンパスの外にもっていけば、そういう制約もないからより徹底的な指導体制を組めるというようなこともあるかも知れませんが、ただ外に持っていくという財政的な力、今のところないんです。また正直言って、外へ持っていく方がいいかどうかという問題があります。現在は法学部棟とちょっと離れていますけど、それでも水道橋のお茶の水校舎なんかと較べれば講義を聞きながら勉強もできるという体制はでき上っている。これをまた学外へ持つていくとなると距離は又ぐつとはなれて、又お茶の水の二の舞になりかねない。当時は学生は講義を聞きにきたって講義だけの為に往復の無駄とか何かで結局研究室中心になつてしまふ。

それから又同時に先輩は本校までは来れるけれどそこからなかなか向うへ行けないというような問題があった。その点では大きく改善されて教室に非常に近くなった。

ただ距離的に先輩の昔のいい意味の寺小屋教育的な影響力というものをなかなか期待できないような、法職コースの方では、制度としていろいろご協力受けますけれども、先輩が普段に来て頂いている教育するというような機会が非常に少なくなったということは言えるわけですね。恐らく法曹会の構想は法職センターというものを学研連と、どこか外へ持っていくって、これと連結して大きなものを構想されたんじゃないかと思うんですけど、そこまでは……。しかしこれだつて人間の執念の問題ですからね。長期の振興政策の中で、そういう構想に道が開けないことはないと思うんですけど、とり敢えず百周年計画ではそういうことは無理ということですよ。

建物の関係は従つて現在のところで、あとは内容的には僕は学研連に対して法人としていろんな協力の仕方を検討して、できれば共同講座みたいなものを中心に助成をする。そのかわり当面とにかく対外的なサービスはやめてもらつて内部の学生に非常に密度の高い教育を徹底的にやってもらふ、その為には、いろいろな協力もしようと。

ところがなかなかそうはいかなくて、対外的サービスが研究室のドル箱になっているから、かたがわりするならやめてもいいなんていう。大学側がどこまでかたがわりできるか問題です。ことに学研連と一般との間の合格率が折半的な現象がこのところしばらく続いて、最近は少し上向いて来たので期待しているわけですが、そういう中で学研連としては今までのような形だけでいけるものかどうか検討しなければならぬでしょう。学研連がただ部屋割りで学生をとじ込めているだけで、しかも従来の法職コースでは学研連の室員なんてあまり出てこないですよ。結局機能的な法職センター的なものが構想されてくると、これまでのような閉鎖的な学研連はとり残されるおそれがある。いわゆる学外司法試験受験機関が大きな問題点になっているし、中大の先生方がそっちの方に力を入れているということも聞いておりますし、それらとの関係で今までの学研連のような研究室単位の答練というのは、反省の余地がありません。思い切つて共同講座的に徹底したスケジュールで濃密な教育ができるような方

向で検討を加える必要があると思います。

浜 私は、学研連の出身の先生方が大学の要職をしめておられるものですから、今の崎田先生のように穏やかな言葉で言われるんだろうと思うのですが、もう少し心底から学研連は批判されているんじゃないかと、今の状態だと、学研連の存在意義が果してあるや否やという、こんな状態だったら図書館を完備しておけば十分じゃないかと、先程崎田先生がおっしゃっているように昔のいい徒弟教育の面は現在の学研連にはないんじゃないかと、そういう批判が恐らく背後にはあるんじゃないかなと思うんです。私は何回か崎田先生と学研連側とのこういう座談会等に出ているんですが、深刻な批判が学研連に対してされたことがないというのが私の感じなのです。だけど、私自身は、どうも学研連自身が反省しなきゃいけないんじゃないか、今のような状態で一体存在意義があるだろうか、学内にあれだけ立派な設備をもらうような便宜を受けているんですから、せめて学研連で合格者の七割位を目標にしていかないと、どうも存在意義が問われてしまうんじゃないかと

いう感じがするんです。

木戸口 学研連を弁護するわけじゃありませんけれど、私はやっぱり存在価値があるんだという具合に考えているんですよ。ただ今の学研連の勉強方法が非常に何というか閉ざされたような勉強方法をやっているんで、私はやはり現在の法職課程ああいう教育方法と連合させて、お互いに補い合うというような形になればよくなると思う。現在非常に落ちてはいますけど、全体としては半分以上になっておるわけなので、これは一つの中央大学の力だと思うので、法職教育の連合内容を充実させていけば、学研連の生徒も全部参加すると思うんですよ。

田村 その連合の問題ですけれども、学研連には固有の伝統もありますし、独立心、自尊心がありますので、今すぐどうこうというわけにはまいりませんが、今後法職コースを整備していく過程で必ず答練の問題が出てくるだろうと思うのです。そのときに学研連に協力をお願いするという格好で何らかの融合をはかっていくということしか現実問題としては考えられないのではないかと

いかと、私は感じております。

木戸口 教育内容がよくなり熱心な先生が講義をされるといふようなことになれば、おのずから法職コースの方へ通うことになると思うので、内容を充実して頂くことは是非お願いしたいと思いますね。

中津 学研連の問題として、一言だけ申し上げたいと思うのですが、確かに学研連の合格者の率は低下していると思いますけど、学生にとっては一つの刺激剤ではあると思うのです。Aというやつが勉強しておると、あの程度のやつがああいう勉強して合格したのかというようなことが、参考資料になるわけでしてそういう波及効果をも考えるわけです。学研連をなくしてしまった場合に、残りの半分の合格者が維持できるかといったら、それは出来ないだろうという気がします。

浜 私は学研連をつぶすとかそんなこと言ったら大変なことになると、そうでなくて、学研連自身が反省して、一つ内部から合格者を沢山出すべきじゃないかと、それで十分出した上で学校に十分な要求をすべきじゃないか。今はどうもちょっと後めた

い気持でいる、要求は出来ない筈じゃないかと、こういうことを言いたいんです。

安藤 浜先生はかなり苦勞されたから、そういう反省をはっきり言っているだろうと思うんです。私はここ数年間、学研連の委員やっております。議論を聞いていますと、学研連問題を自分で解決するという反省と努力が足りませんね。この点は先生と全く同意見なんで、これは、別の観点から解決しなきゃならないという考えです。

高橋 大変お忙しいところ、ご出席下さいまして、熱心にお話しいただき内容の豊かな座談会にさせて頂くことができたと思います。最後に縄稚副幹事長から、ご挨拶をお願いしますと思います。



縄稚 それでは最後にお礼のご挨拶を申し上げます。本日のテーマにつきまし

ては、御多用中のところを諸先生方から貴重なご意見を頂きまして大変ありがとうございます。とくに中大法曹会が提言しております法職課程の問題につきましては、

法学部長から前向きの非常に積極的なお話を頂きました。なかなか理想の実現はむずかしい、組織、財政その他諸般の要求がございましょうが、是非教授会その他の賛同を得られるようご努力いただいて、法曹会の提言を実現して下さいますよう、特にこの席を借りてお願い申し上げます。す。そのためには中大法曹会としてもできるだけ協力致したいと思っておりますので今後共よろしくお願い申し上げます。

本日は大変ありがとうございます。

